

共同事業の実施事項および個人情報の共同利用の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 事業主との健康管理事業の共同実施について

(1) 個人データを共同利用する趣旨

当組合では、加入者の健康管理や健康増進を図るうえで効率的、効果的であるため、事業主とともに健康管理事業を共同実施します。

(2) 共同利用する個人データ項目について

氏名、生年月日、性別、年齢、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、事業所名、事業所所在地、記号、番号、被保険者枝番、健診種別、保健指導種別、健診・保健指導実施医療機関名称・所在地、一般健診・生活習慣病健診及び人間ドックの健診結果（一般健診の検査項目の範囲内）、特定健康診査・問診結果、保健指導結果、相談・指導内容・所見・判定等。

(3) 共同利用する者の範囲

- ・ 首都圏デジタル産業健康保険組合
- ・ コラボヘルス推進にかかる覚書を締結した事業主

(4) 共同利用する者の利用目的について

当組合においては、健康保険法150条の趣旨に則り、事業所とともに被保険者の健康の保持・増進、生活習慣病の改善に努めるため。

事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成、健康の保持増進に努めるため。

(5) 個人データ等の管理責任者名について

- ・ 首都圏デジタル産業健康保険組合 常務理事
- ・ 当該事業所 事業主

2. 健康保険組合連合会との高額医療給付の共同実施について

(1) 個人データを共同利用する趣旨

健康保険組合と健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合に高額な医療費が発生した場合、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額など記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

(2) 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目。

(3) レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・ 首都圏デジタル産業健康保険組合
- ・ 健康保険組合連合会 高額医療グループ
- ・ 業務委託先 公益財団法人日本生産性本部及び協力会社

(4) レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

(5) レセプトデータ等の管理責任者名について

- ・ 首都圏デジタル産業健康保険組合 常務理事
- ・ 健康保険組合連合会 高額医療グループマネージャー